

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
地域医療情報ネットワーク端末整備事業	郡市医師会 各医療機関	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
脳卒中急性期遠隔診断支援システム整備事業	徳島大学病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
遠隔画像診断システム整備事業	NPO法人TDIネット	遠隔画像診断システム整備事業に係る給与費（常勤職員給与費、法定福利費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
		事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
地域医療情報連携システム構築事業	本事業により構築するシステムに参加する医療機関等	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
口腔ケア連携事業	(1) 徳島県鳴門病院	(1) 口腔ケア継続支援事業にかかる費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	(1) 1/2	
	(2) 一般社団法人徳島県歯科医師会	(2) 口腔ケア連携強化事業にかかる費用 口腔ケア連携強化事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	(2) 10/10	
ICT在宅医療拠点基盤整備モデル事業	一般社団法人美馬市医師会	ICT在宅医療拠点基盤整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅医療機器等整備事業	医療機関	在宅医療の提供や在宅医療の支援に必要な機器の備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合
	郡市医師会	郡市医師会が行うICTを活用した在宅医療・介護関係者の連携システム構築に係る委託費、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅リハビリテーション体制構築事業	徳島大学病院	在宅リハビリテーション体制構築事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅歯科医療連携室運営事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の設置・運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
訪問歯科医療機材整備事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	訪問歯科医療機材の整備に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1分娩あたり 10,000円	1/3 （ただし、公的医療機関に対しては2/3）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合
新生児医療担当医確保支援事業	N I C U設置医療機関	N I C Uにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、N I C Uに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）	新生児1人あたり 10,000円 （N I C U入院初日のみ）	1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業を実施する病院等	(1)新人看護職員研修事業 ①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)	新人看護職員等が1名のとき440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円) 新人看護職員等が2名以上のとき630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円)	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)	新人看護職員等5名以上の場合5名ごとに215千円	1/2	
		(2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1名～4名を受け入れる場合1施設当たり113千円 5名～9名を受け入れる場合1施設当たり226千円 10名～14名を受け入れる場合1施設当たり566千円 15名～19名を受け入れる場合1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合1施設当たり1,132千円 20名を超える場合1名増すごとに45千円	1/2	
	看護師等学校養成所	新人看護職員等地域キャリアデザイン事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、委託費(上記経費に該当するもの)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護師等養成所運営等事業	県内看護師等養成所（三好市医師会准看護学院、南海病院付属准看護学院等）	看護師等養成所の運営に必要な経費（教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費）	養成所1箇所あたり単価8,080千円 +（生徒数×生徒1人あたり単価） ×調整率 ※生徒1人あたり単価：13,100円 ×当該年度の4月15日現在学生数又は生徒が実在する学年の定員 ※調整率：看護師等養成所の定員数による。（定員80人以下の場合は1.04） ※へき地加算 1校あたり上限973千円 ※看護職員確保過疎地域加算 1校あたり500千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合
病院内保育所運営補助事業	病院等（公立・公的以外）	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの）	①基本額 A型特例1人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 A型 2人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型 4人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型特例6人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 *保育料収入相当額・・・24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額（上限人数あり） *負担能力指数による調整率・・・設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剰余金等により算出（0.6、0.8、1.0の3段階） ②加算額 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数 病児保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	県立中央病院、徳島赤十字病院、半田病院、県立三好病院、各市町村	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	<p>（小児救急医療拠点病院運営事業）1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする （常勤の体制） (1) 35,926千円×運営月数／12 (2) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。）3,520千円×運営月数／12（オンコール体制） (3) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 12,403千円×運営月数／12（小児救急医療支援事業） 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 （常勤の体制） (1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 26,310円×診療日数 (2) 休日C 1 地区当たり 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。） 1 地区当たり 19,782円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談（#8000）を実施している場合に限る。） 1 地区当たり 14,838円×診療日数（オンコール体制） (5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 1 地区当たり 13,570円×診療日数</p>	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
救急医療等「総合力」向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多数傷病者発生時の対応に係る各種研修会の開催・実施や対応マニュアルの策定・整備に係る検討会、ワーキング、各種研修会等の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
胎児超音波精密スクリーニング体制確保・整備事業	徳島大学病院	胎児超音波精密スクリーニングの体制確保、整備のための備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
		講演会、研修会の開催・実施に必要な報償、費用弁償、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）。研修のための旅費、負担金（受講料）。専門指導員の人件費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
二次救急医療体制確保支援事業	救急告示医療機関（救命救急センターを除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	救急患者受入1件あたり 1,000円	10/10	
歯科医療関係者在宅医療対応力向上支援事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療関係者在宅医療対応力向上支援事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
離職歯科衛生士再就職支援強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	離職歯科衛生士再就職支援強化事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用、委託料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
歯科技工士人材確保養成事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科技工士人材確保養成事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅訪問歯科診療人材確保強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅訪問歯科診療人材確保強化事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、給料手当等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
看護師等養成所教育環境改善促進事業	県内看護師等養成所	看護師等養成所の教育環境整備に必要な需用費、備品購入費	1か所当たり上限3,000千円	2/3	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護学生臨地実習指導体制強化事業	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会の受講者がいる施設	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会にかかる手当、旅費、需用費、受講料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
医師事務作業補助者配置支援事業	医療機関	医師事務作業補助者の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（医師事務作業補助者の基礎知識習得に係る研修に限る）	一人あたり上限 2,500千円	1/2	
後方支援機関への搬送体制支援事業	徳島赤十字病院	医師同乗のうえ、救急自動車（モバイルICU）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
看護師等養成所支援事業	(1) 徳島県鳴門病院附属看護専門学校	(1) ICT活用による遠隔授業実施体制の整備にかかる報償費、旅費、需要費、使用料及び賃借料、役務費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
	(2)～(4) 看護師等養成所	(2) スクールカウンセリングにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）	1校あたり上限1,000千円		
		(3) 専任教員の臨床研修にかかる報償費、旅費、手当、役務費、需用費、委託費（上記経費に該当するもの）	1校あたり上限300千円		
		(4) 専任教員養成講習会等受講にかかる受講料	1校あたり上限200千円		
看護職員人材育成推進事業	看護職員の特定行為に係る研修受講者がいる施設	看護職員の特定行為に係る研修を受講するために必要な経費 代替職員に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、手当、旅費、需用費、役務費、受講料、派遣業者へ支払う各種手数料、備品購入費）	研修受講者 1名あたり上限1,200千円	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員勤務環境改善推進事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院	看護職員の就労環境改善支援の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費等）、報償費、旅費、需用費、役務費	1箇所あたり上限2,000千円	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		勤務環境改善のための看護管理者の事務補助者導入に必要な経費 ①看護管理者の事務補助者の人件費 給与（給料、諸手当、共済費等）、役務費 ②看護管理者の事務補助者の研修・体制整備に必要な経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）	看護管理者の事務補助者1名当たり上限2,000千円	10/10	
退院支援担当者配置等支援事業	医療機関等	退院支援担当者等の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅医療・介護連携サポート事業	郡市医師会、医療機関等	後方支援病院ネットワーク窓口受付に係る事務消耗品費、ネットワーク参加医療機関や利用者との連絡調整費、受付担当者の人件費等	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
地域医療従事医師研修支援事業	医師等	県外又は国外の先進的な医療機関等における研修事業に必要な次に掲げる経費 （1）現住所から研修医療機関等までの往復旅費 （2）住居費（家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金等） （3）研修費（受講料、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金等） （4）その他知事が特に必要と認める経費	一人あたり上限 2,000千円	10/10	
阿南医療センター整備支援事業	徳島県厚生農業協同組合連合会	(1)施設整備費 阿南医療センターの設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 阿南医療センターの設置に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関	(1)施設整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、改築等に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換を進めるため必要な新築、改築等に伴う備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
在宅医療人材育成のための研修事業	徳島県慢性期医療協会	動画情報を用いたケースカンファレンス及び多職種連携に係る研修会等に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
在宅医療課題解決策支援事業	郡市医師会等	各地域共通の課題解決のための取組に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
在宅医療診療情報共有推進モデル事業	全日本病院協会徳島県支部	医療と介護の連携を図るため、診療情報を共有するシステムの構築のための経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
徳島赤十字病院日帰り手術センター等整備支援事業	徳島赤十字病院	(1)施設整備費 徳島赤十字病院日帰り手術センター等の設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 徳島赤十字病院日帰り手術センター等の設置に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅医療同行訪問診療事業	県医師会、郡市医師会等	在宅医療同行訪問診療の実施に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員キャリアアップ支援事業	徳島文理大学	認定看護師教育課程の運営のために必要な経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
	医療機関等	専門看護師認定登録試験及び登録に必要な経費（審査料、認定審査受験のための旅費、認定料）	1人あたり上限200千円	10/10	
		認定看護師養成研修への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、認定審査料、代替看護職員の賃金・諸手当）	1人あたり上限2,400千円	1/2	
		専門・認定看護師による講習会実施支援事業に必要な経費（人件費、手当、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料）	1回あたり上限100千円	10/10	
看護職員の特定行為に係る研修受講者がいる施設	看護職員の特定行為に係る研修を受講するために必要な経費（代替職員に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、手当、旅費、需用費、役務費、受講料）	1名あたり上限1,200千円	1/2		
ICT在宅医療・介護情報連携事業	郡市医師会等	ICTを用いて在宅医療・介護の情報連携に取り組むために必要な協議会開催に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料、賃借料、備品購入費及びICTを用いて情報連携するための委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
医療ネットワーク基盤整備支援事業	病院局等	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
女性医師が働きやすい多様性のある環境整備事業	一般社団法人徳島県医師会	事業の実施に必要な経費 給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費（上記経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
医療と介護の空きサービス情報共有化推進事業	郡市医師会等	医療と介護の空きサービス情報共有化推進事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額に影響がある場合 機能を著しく変更する場合
慢性期機能における医療介護連携推進のための研修事業	徳島県慢性期医療協会	慢性期機能における医療介護連携推進のための研修事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 規模、構造又は用途を著しく変更する場合 補助事業の目的を変える場合
心身障がい者（児）歯科診療所設備高度化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	心身障がい者（児）歯科診療所の設備の高度化のために必要な次の経費 ア 設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は含まない。） イ 備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> その他別に定めるもの
糖尿病サポーター養成モデル推進事業	一般社団法人徳島市医師会	糖尿病患者の適切な療養支援体制の確保を図るため、徳島市医師会において、介護職等を糖尿病サポーターとして養成するために必要な経費（諸謝金、旅費、需用費（消耗品・印刷製本費・会議費等）、役務費、使用料及び賃借料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
徳島県立病院病院総合情報システム統一化事業	病院局	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、システム及びネットワーク構築費（データ移行費を含む）、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
重症心身障がい児安心確保事業	医療的ケアを要する重度の障がい児を支援する障がい児通所支援事業所	医療的ケアを要する重度の障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の新規設置又は受入拡充のために必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
障がい者（児）歯科医療対応力向上事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	障がい者（児）歯科医療対応力向上事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
へき地看護職員確保・定着推進事業	公益社団法人徳島県看護協会	<p>(1)訪問看護全県展開応援事業 訪問看護全県展開応援事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）</p> <p>(2)多機関による看護職確保推進事業 多機関による看護職確保推進事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料</p>	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
リハビリ専門職配置支援事業	医療機関	リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料	一人あたり上限 4,000千円	1/2	